

口承の力

——コロニアル期ニウエ島の土地紛争——

馬場優子

「我々は書かれたものを信頼せず」

「土地は我々の無二の宝物だ」

……ウェリントンのニウエ人集会にて

1964年7月

1. はじめに

西欧的近代化論の枠を超え、産業化・資本主義化の同義語として扱わなくとも、近代化を理論的に把握するには政治的には民主主義、経済体制上は資本主義、産業段階は工場制生産、それに個人が共同体から解放されて市民的自由権が保障されることなどが条件として挙げられる。これらを指標とすると現在のポリネシアは一部の地域を除けば前近代的社会状況にあると言えよう。ここでは血縁を契機とする紐帯が社会組織において殊の外重要な役割を果たしているという側面が「伝統的社会」の様相を強くしている。

ポリネシアでは伝統的に土地保有制度が社会組織の根幹を成し、それはほぼ血縁関係によって規定されている。ヨーロッパ諸国家による植民地下でもそのこと自体の変化は促進されず現在に至るまで基本的に持続している。ポリネシアに対する近代化の中でヨーロッパ人が留意したのは所有権の明確化とその記録化であった。

伝統的土地慣行によれば土地は集団保有であり、集団の構成員は当該集団が保有する地積内の地に利用権を持っている。利用権は世代を超えて継承されるがその土地区画は特定されているとは言えず、口頭伝承および共同体内承認による継承であった。当然のことながら不正確な記憶、取り違え、恣意的な忘却等々が生ずる。それらに発する集団間の紛争は日常茶飯事であり、キリスト教伝来以前は武力闘争によって決着を得ていた。ヨーロッパ人がオセアニアの各地に来航した時、目にした部族間の対立抗争の根源は土地をめぐる葛藤にあったと言ってよい。

キリスト教の受容後、土地紛争を武力によって解決することを放棄させられたニウエ島では土地紛争そのものがなくなった訳ではなかった。ことに1901年ニュージーランドの保護領となり、翌1902年、同国政府はニウエ島を法制度上、The Cook and Other Islands Act 1902の下に置いたが、その事が土地紛争を顕在化させる大きな原動力となったのである。

この法規が規定した自由土地保有制度によれば、土地は測量し保有者（集団）を明記して登録しなければならない。しかしニウエ島ではこれは教会、植民地行政府用地、学校、商業用地など限ら

れた地域でのみ実施され、島民一般の生活用地には適用されなかった⁽¹⁾。この様に極めて限定された地域においてはあったが所有関係が明確にされ、それによって不利益をこうむる人々の不満が土地紛争を頻発させた。また The Cook and Other Islands Act 1902 は土地裁判所の設置を規定しており、土地に関する揉め事は武力闘争ではなく、裁判所の裁定を通して解決することと定めている。しかしニウエ島では、1969年、内政自治権獲得後の現行土地法制定までの間、紛争の調停は駐在弁務官 (Resident Commissioner) とそれを補佐する地元島民から選ばれた審判官によって裁定されていた。

土地所有関係が明確に記録化されていない段階のコロニアル期においては、土地紛争調停の根拠となる証拠資料は全て人々の経験と口承や記憶によって父祖から伝えられてきたものである。そこには前コロニアル期の伝統的慣行に対するヨーロッパ人による誤解や歪曲が見られる一方、島民自身の慣習法への誤解や取り違えも見られる。さらには、父祖からの伝承によって受け継がれてきた「事実」が自己の集団にとって都合の良いように修正される現象も存する。法廷ではこうした事実を背景に相対立する出自集団が自己の集団に有利な証言を積み重ねて論争し、審判を待つ。

確かにこれは最早、前コロニアル期のように武力を用いた土地紛争の解決法とは異なる、法廷での論争という一見近代的な手続きによる土地の適正配分法のように見える。しかし、根拠としての証拠資料が口承、見聞、記憶等に基づいたものである限り、歪曲化や恣意的変更が侵入する余地がある。そこには一方の集団の社会的優位性が大きく反映されることは言うまでもない。その結果、武力抗争に代わる土地分配の調整であるべきものが、結論的に同一——つまり、より強力な集団の勝利——になってしまうことがある。

このような事例としてニウエ島で記録されている最古の訴訟のひとつ、Hamula 紛争を考察する。資料は同島土地裁判所議事録⁽²⁾に依拠した。

2. Hamula 土地紛争

ヨーロッパ人の来航以来、島の政治的、経済的中心である現在の首府 Alofi は島の西海岸にあり、島の北半分 (古来 *Motu* と言われた地域) と南半分 (古来 *Tafiti* と言われた地域) を分かつ位置にある。その北側領域は首府の中心部とも言うべきところで、島唯一の港のそばに国会議事堂 (*Falefono*)、行政府の建物、商店、マーケット、島で最も古いキリスト教教会 (ロンドン伝道協会) などが集まっている。この辺りが Hamula の地である。島で最も早くから開けた地域である為、土地所有関係にヨーロッパ的要素がいち早く導入され、自由土地保有制度が実施された。

島の土地は全ていずれかの双系的親族集団 (*magafaoa*) の保有地であり売買・譲渡は禁止されている。行政府の建物、教会、商店、行政府勤務のニュージーランド人の宿舎等々を建設する用地を確保するにあたって、行政府管轄の公共用地に要する土地は王室用地 (Crown Land) として特別に買い上げられ、教会用地は島民から寄贈された。その他は規程により60年を超えない期間での賃貸となった。

賃貸料や王室用地への売却料は当該土地保有集団 (*magafaoa*) が受領し、*magafaoa* の構成員の間で分配する。この場合、当該する土地区画は測量され、土地保有者が登録されねばならない。すなわち自由土地保有制度の対象とならざるを得なかった。他の大半の島の土地が慣習的な土地保有制度の下で運営されている一方で、首府の一部の土地は他に先がけて近代化の対象となったのである。Hamula の土地紛争はこのような状況の下で起こった。

この紛争は Hamula 地区の一部（後、1942年の判決で「Hamula A地区」と規定される）の保有をめぐる悶着であったが、Hamula 全域を口論に巻き込んでいた。1909年駐在弁務官 Cornwall と現地審判官 Hipa の下で証言の聴取が行われた。Cornwall はさらに独自の調査を行ったがそれは困難を極めるものだった。紛争の対象地は当時は商店が 3 軒立ち並ぶ、島の商業の中心地、現在でも最も人出の多い地域である。商業用地への土地の転用とそこからあがる賃貸料は現金経済を知り始めた人々にとり大きな魅力であったと考えられる。この賃貸料の分け前に預かるのはその土地区画に権利を持つ人々である。どの *magafaoa* が権利を有するのか、土地保有者を認定し、記録することがこの裁判に求められていることであったが、この土地に対して Malohekula ②を *tupuna*（共通の祖先）とする *magafaoa* と Manatau ⑦と Ligitoa ⑧夫婦の子孫から成る *magafaoa* が「我々の土地である」と主張していた。同年 3 月、Cornwall は三分の二の権利を Manatau と Ligitoa 夫婦の一族へ、三分の一は Malohekula の子孫集団へ分割認定した。以来、後者の子孫集団の不満はくすぶり続け、1923年、駐在弁務官 Morris の時代に同地積に対する訴訟が再び土地裁判所へ提訴された。

この法廷では、Morris はこの地区が Manatau の子孫集団のものであると認定したものの、ニュージーランド法制上、前判決を覆すことは出来ず、Cornwall による判決を踏襲した。また、そうすると土地を失ってしまう Simona ③には、島民には全員土地を持たせるというニュージーランド政府の方針に順じて、一筆認めることとした。

この時の法廷では Malohekula の子孫集団の代表 Meleoi ⑨の召喚が行われずに証言の聴取が行われたいえ、判決に対して両サイドに依然として不満が残りに、再び Hamula には葛藤、軋轢、不和が充満して 18 年後の 1941 年に 3 回目の訴訟が起こったのである。

此回の訴訟は 1923 年の判決で Simona に権利が認められた土地をめぐる争いで始まった。Simona と Ila ④夫婦の実娘 Kale ⑥には実子がいず養子 Toe ⑤はラロトンガ島へ渡ってしまっていた。この訴訟は、Kale の死後、彼女が親から受け継いだ土地の権利継承に関する争奪戦と言って良い。Meleoi が率いる Simona の血縁者およびその子孫にその土地権が継承されるのを阻み、妻 Ila がその区画の本来の権利保持者であったと主張してその地を奪い返そうという Malama ⑩率いる Ila の血縁者側が原告となって法廷に持ち込んだものであった。Malama 側は、Afele ⑪の養母 Makaeatama ⑫の他界の折に、Simona の娘 Kale が生前 Afele を養取するつもりだと言ったがそれを実現させる前に Kale は他界してしまつたと語った。これは Kale の遺言であるから Afele は養子として Kale の土地権を継承したい、と言う。一方、Meleoi 側は、Kale の使っていた土地は本来、Kale の母 Ila の夫 Simona の一族の土地であり、Simona の親族に土地権はある、との主張を譲らなかった。

対立する二集団の代表は前回と同一人物だが、集団そのものに若干の変形があった。Meleoi を代表とする *magafaoa* は *tupuna* を Simona のキョーダイ達の *tupuna* である Malohekula より少し上昇させて Fotuga ⑬とし、その子孫集団の権利を主張した。Malama の側は、Simona の妻 Ila のキョーダイ達の *tupuna* を Manatau と Ligitoa より更に上昇させて Tutahetia ⑭とした。前者は Hamula 全域に対して、また後者も前回奪われた Simona の土地を取り戻したうえで、やはり、Hamula 全域に対する権利を主張した。尚、Malama も Meleoi も 両集団の長老格の女性で、この時、70~80 才代であった。

1941 年末から 1942 年初頭にかけての第三回 Hamula 訴訟は、のべ 9 日間にわたり、Malama 側 12 名、Meleoi 側 6 名の証人の陳述が行われた。判決の内容は後述するとして両派が何をどのように正当と主張し、相手方を批判したか見てみよう。

今回の訴訟の焦点は Simona と Ila 夫婦が占有していた土地をめぐるものだった。

Meleoi 側は、Simona は Fotuga の子孫であり、Hamula に生来、権利を有すると言明する。妻 Ila の父親 Manatau は両親共に Hamula の人間ではなく、母親の Ligitoa も Tutahettoa の息子 Taufitiahi ⑧の娘だから、Hamula に住んではいたが当地に権利を持つ *magafaoa* の出身ではない。Simona は Ila との結婚後、当地の二人の終の住処となる土地に移り住んだ。Ila の父母 Manatau と Ligitoa はその時初めて Hamula へ移って来たのだ。Ligitoa は彼女自身の父母の地に権利を持っているのに Hamula へやって来て他処者となった訳である。彼らの家は Ila が住んでいた家がある所で、そこは我々に権利のある土地である。その後、Manatau と Ligitoa は Simona を召使と呼ぶようになった。事実 Simona は教会の牧師 Lawe の使用人ではあったが、Manatau 等の召使ではない。Ila は他処者の系統の者であるから Hamula に権利を持っていない。彼らが住んでいた土地は本来、Simona の属する *magafaoa* の土地である。

これに対して Malama 側の主張は以下の通りである。Hamula の地は全体が Manatau とその妻 Ligitoa とその子孫に権利がある。Ila の母 Ligitoa は Tutahettoa の息子 Taufitiahi の娘であるから、Hamula の始祖の系統の一員として生来的権利をもっている。この一族はキリスト教の教えが島に伝えられる前から Hamula にいた。夫 Manatau が婚入して来たのもキリスト教伝来の前のことで、以来この二人の子孫が Hamula の地を保有している。Ila と Simona が使っていた土地は、この土地の娘である Ila が親から受け継いだ権利を持つ土地で、夫 Simona は Ila の土地に婚入して来た他処者だ。Tutahettoa の子孫が権利を持つ全 Hamula 地区の中の一小区画を Simona と Ila は使っていただけである。そもそも Simona は Manatau の召使だった。Manatau は他にも召使を抱えていて、彼らに土地の一部を贈った。彼らの子孫は現在でもその土地に住んでいる。Simona もそのような者の一人で、Meleoi の *magafaoa* の人々はこの Simona を介して Hamula に入って来た、本来、他処者だった人々である。

上記の争点は当然のことながら Hamula の開祖の特定に絞り込まれる。当該地に最初に入植し、樹々の伐採、火入れ、作物の植付け、除草、収穫等その土地を繰り返し利用して労働投資をした最初の人物が開祖である。開祖の概念については両派は一致しているものの、開祖の特定については二つの派は真向から対立した。

Meleoi 側の証人 Tafatu ⑨は、父祖から代々伝承されていることとして、Fotuga を Hamula の開祖であると断定した。彼はキリスト教導入以前から Alofi 一帯で最も有力で周辺の地域にまで統制力を持ち、海岸から内陸部のブッシュに至るまで配下に治めていた。彼の家の位置も分かっている。Hamula には Fotuga の *magafaoa* 以外の多くの者が Fotuga の承認の下に住みついた。Tutahettoa と子孫もそのような他処者であった。彼は本来は島の内奥部にある Peluke の人で、キリスト教の教えが Alofi にもたらされた頃 Alofi にやって来た。彼の子孫はいくつかの土地に移り住んだが、Hamula に入って来たのはかなり後のことである。従って Hamula に権利を持つのは Fotuga の子孫であり、他処者である Tutahettoa の子孫はこの地に権利を持っていない。

Malama 側の主張はこれに対して真向から対立する。証人たちは口を揃えて、キリスト教が伝来する前から Tutahettoa は妻 Talipa ⑩と Hamula に住んでいたと両親や祖父母から伝え聞いている。Hamula の地は海岸から内奥部の隣村 Hakupu と領域を接する辺りまで全て Tutahettoa のものであった。Fotuga は後からやって来て、Tutahettoa の *magafaoa* の承認の下にこの地に家を立て、この地で働いた。ここ Hamula に Fotuga の子孫が権利を主張できる土地はない。Hamula の開祖は Tutahettoa であり、Fotuga の子孫は他処者である。

1942年1月、第三回Hamula訴訟の判決に際してMcCarthy判事（駐在弁務官）は、過去2回の訴訟で異なる判決が出されたのは法制度上疑念があるが、その点に関しては詮索せず前判決を踏襲することとした。そして過去2回の法廷に上った区域を切り離してHamula A地区とし、此回新たに出されたHamulaの残余をHamula B地区として分割して保有認定を審議することにした。

この訴訟でMeleoi側は、この地に最も早く入植したのは彼らの父祖のFotugaであることを理由に、Hamula全土の保有権を主張した。一方のMalama側は、彼らの父祖TutahetogaがHamulaの開祖であるとして、やはりHamula全土の権利を主張した。双方とも口頭伝承と記憶に基づいて作成した系図を提出し、多くの証人を出した。McCarthy判事は、両者の譲らぬ自己正当化に対して、「現在の」事実に基づいて裁定した。「現在の」Hamulaの住民が主にTutahetogaの子孫から成り立っていること、彼らは約百年間この地を使ってきたこと、などから当地の開祖はTutahetogaであるとし、彼の子孫集団にこの地の保有権を認めた。ただし、子孫ではない人々であっても、この地に永年にわたって居住し労働してきた人には一世代限りの土地利用権を認めた。結論的に、Hamula A地区に関しては前判決を踏襲し、Hamula B地区は、Hivaaiki^④の子孫集団、Tutule^⑤の子孫集団、Lepeta^⑥の子孫集団、Lumeka^⑦の子孫集団、Ligitoa^⑧の子孫集団にそれぞれ五分の一ずつの権利を認めた。各子孫集団内の配分は定めなかった。

3. 分析

伝統的土地慣行においては、当該地の初代保有者すなわち開祖との血縁関係とその土地の実質的利用が土地保有権を獲得する重要条件である。

開祖の概念規定については既述のように両派に共有されている。しかしその人物の特定となると両者の主張は全く対立し、Meleoiが率いる*magafaoa*は自らの父祖Fotugaを、Malamaをリーダーとする*magafaoa*は父祖Tutahetogaを開祖と信ずる。

父祖がいつの時代にHamulaにやって来たのかに関してはキリスト教伝来の頃をひとつの基準とし、“それ以前”“恰度その頃”“伝来の後”という区分で語ることによって、双方が主張する開祖による開拓の時間的前後関係を示そうとする。キリスト教の伝来は地域共同体や部族を超える最大の歴史的、社会的事件であったから、共同体の部外者を説得するにはそれとの先後関係を示すことが有力な証拠となるのである。

ただしそれも口頭伝承によって子孫に伝えられてきた「事実」である。Meleoi側は、Fotugaがキリスト教伝来以前からHamulaを占拠しており宣教団の為に土地を一部贈呈したのは彼の孫Malohekulaであると主張する。一方のMalama側も、開祖Tutahetogaの娘LigitoaがManatauと結婚したのはキリスト教の伝来以前でそれ以来この地に居住していると主張する。

双方の証人はみな一様に自分の証言は長生きした親や祖父母から聞いていることであり、だから確かなことである、と断言する。父祖から口頭で伝承されたという事実を正当性の根拠にするのである。

1923年から始まったニューエ島全村の系図作成は漸くこの時代に整備が進み、1941年の法廷では数種の系図が提出された。それは（その当時）現存の人々と彼らの記憶に残っている世代深度1～2世代の直系および傍系親族から口承によって伝えられたことを集め、まとめたもので、彼らと彼らを通して伝承されている世代深度5～6世代の直系親族および開祖との系譜関係の証拠とするためのものであった。しかしながら、当社会の類別的親族名称体系⁽³⁾の下では親・キョーダイ関係を超えると個別の具体的な系譜関係を表示しないから、世代の懸隔が大きくなると親族関係はカテゴ

リカルに認識せざるを得ず、それがそのまま伝承されてゆく。この様に親族名称体系の特徴から見て系譜関係が後続世代に正確に伝えられてゆくのは難しい。そうした系図に基づいて始祖との系譜関係を主張する場合、記憶の間違い、伝え間違い、忘却などの他、意図的な歪曲なども生じる可能性がある。

現存の親族から選ばれた証人たちは系図に記載された人々を指示して「(親族の) Aがその土地で実際に働いているのを見た」「(対立する集団の) Bがその土地で働いているのは見たことがない」「私はその土地でコブラ採取をしたものだが、そこで見かけたのはCとDであった」「その土地にはEの店があった」等々の証言をして自らの証言内容と系譜関係の信憑性を高め、同時に対立集団側の記憶や伝承の誤りを際立たせ、相手方の主張を非難する。

また証人たちは自らの土地占拠の正当性の根拠として、「その地を使っていたが誰にも妨害されなかった」「その土地に家を建て始めたが誰からも制止されなかった」など自らの先占性を主張する。数世代にわたってある土地を排他的に平和裡に占拠し続ければその土地に権利がある証拠と見なされるという伝統的な土地保有慣行に則って双方の証人たちは自らの集団を有利に導く証言をした。

自らの集団が開祖の子孫集団であるとすれば相手集団は本来は他処者である。双方の証人たちは「(我々の土地に我々の集団の有力者である) Fの承認の下に(相手集団の) Gは家を建てたのだ」「Hの許可の下にIは土地を使わせてもらったのだ」と相互に相手集団の土地利用があくまでも他処者に与えられた一代限りの権利にすぎなかったことを主張した。

以上のように開祖との出自関係と土地利用実績という土地保有の主要条件について二つの *magafaoa* は真向から対立して自らの正当性と正統性を実証しようとしたのだが、このような状況をもたらしたいくつかの条件を次に考えてみたい。

第一に、ポリネシア社会は双系出自製の社会であり、婚後居住制は双処居住制(選択居住制)である点が指摘される。夫婦は夫方集団か妻方集団のどちらかの土地を選んで居住する。子どもはそこで生まれ育ち、その土地の保有集団に第一次的成員権を持つ。婚入したものは、婚姻期間中は配偶者の名の下に配偶者が帰属する集団の土地を配偶者とともに利用する。しかしながら、土地の使用権は個人に与えられるものであるにもかかわらず、男女ともに農耕労働を行うニウエ島では夫婦で共同労働をし農作業の管理・運営をしている姿から夫婦のどちらに土地権があるのか不明瞭な印象を与える。特に後続世代の者には誤解を与えやすい。「あの土地はJとその妻のものである」「この土地は私の両親のものである」という、厳密には誤った表現が随所で見られる。こうしたことが権利関係が口伝されてゆく社会において両親もしくは片親の死後に土地権の帰属先の変更を生じやすくさせているのである。これはまた居住制と出自制に関して人々の語る規範と人々が行っている現実とのずれから発するものでもある。

ニウエ島では伝統的に双処居住制・双系出自制であったにもかかわらず、コロニアル期以降は確かに夫方居住制の父系制社会を理想型としている。キリスト教の伝来に伴い、ヨーロッパの家父長制家族理念やジェンダー観が島民の価値体系の中に浸透したのであろう。しかし実際には夫方居住婚と妻方居住婚のどちらも行われており、明らかに双処居住制が現実の姿であると断言できる。⁽⁴⁾

妻方居住婚をした夫婦は妻方集団の土地を占有することになり、夫は妻の名の下にその土地に住み、土地の利用が可能となる。幾世代か経た後、夫婦が使っていた土地は夫の *magafaoa* の土地と解釈されてしまい、夫のキョーダイとその子孫たちがその土地の権利を主張するというケースが起こり得る。Simona と Ila 夫婦の土地、Manatau と Ligitoa 夫婦や Mele ⑩と Ikihetoa ⑪夫婦の土地な

どはこのような過程を経て人々の誤解と反目の源になったのである。

その他にも土地を保有する集団の交替を生じやすくさせている条件がある。それは非血縁の他処者に土地を分け与える土地贈与の慣習である。贈与の理由は老後の世話など格別の労働に対する報酬や使用人への生活保障的側面のあるものから、単なる友情や愛着より発するものまでさまざまだが、建て前はいずれも一代限りの利用権が与えられるにすぎない。孫の世代ぐらいいまではそのことが伝えられているものの、曾孫ともなると伝承内容が変形し、その土地への完全な保有権をもっているものと考え、その子孫集団が土地権を主張することがある。

養取慣行もまた保有集団の交替を導くことがある。養取関係は夫婦単位ではなく夫婦の各々が個別に結ぶもので、通常、夫または妻の血縁者から養子取りをするが、夫の血縁者であれば夫の、妻の血縁者であれば妻の養子となってその土地権の継承者になりうる。養子が養親の直近の親族である場合は同一土地保有団体に所属している可能性が高く、養取によって権利関係の大幅な変更はないので養子が土地権を獲得しても保有集団の交替への要因になることはない。しかしその場合でも養子が血縁関係のない方の養親——厳密には養親の配偶者——から土地権を継承することは部外への土地の流出となるので原則的に認められない。養子が養親双方と血縁関係がない場合も、養子はいわば他処者であるから土地権の譲渡は許されないことである。

だが“親子”として密接な関係の中で日常生活を送るうちに血縁関係のない養子であっても愛着が生じ、なにがしかの土地を遺したくなることもある。この場合は他処者への贈与と同じく一代限りの利用権の贈与を行う。それは養子自身の子どもは原則として継承できず、養親の *magafaoa* へ返すべきものである。しかし、後続世代は条件付きの利用権であったことを意識的・無意識的に忘れ、“我が土地”と主張し始めることがしばしばある。一族の隆盛次第ではこれを契機に土地保有集団の交替が生ずることもあり得るのである。

さらに死者の遺した意志や言葉は絶対に守らねばならないという習俗にも言及せねばならない。死者が生前、愛着を寄せていた者を土地権の継承者として指名した場合、原則として認める。先祖の言葉や表明された意志は最終的で変えられないものと考えられているからである。それに従わないと、同じ *magafaoa* の者や直系の子孫であっても呪われる (*malaia*) と信じられている。「この土地は我々のものである、と(亡くなった)両親から聞いている」「今住んでいる土地は自分のものである、とKは言っていた」などの言明さえ無視することの難しい重みをもって語られ、聴き届けられるのである。これを契機に土地権を手に入れることも不可能ではない。

1941年訴訟の原告 Afele は Makaeatama の養子だったが、彼女が死に際して残した遺言から、3年前に死んだ Kale が Afele を養子にするつもりだったということが判明した。Kale の遺言は全うされねばならない。同時に Afele はそこに自己の利を見出し、法廷に故 Kale の土地権請求を持ち込んだと推察される。

この様に血縁関係と土地利用実績という土地権獲得のための要件以外にさまざまな形態の一代限りという条件付きの土地権を手に入れる方途があることが分かった。そしてこの“一代限り”という条件は現実にはしばしば看過され、後続世代の使用が黙認される^[5]。ただしその場合には二つの条件が充たされねばならない。第一に、実際に土地を使用し、労働投資をしていることは言うまでもない。第二に、土地提供をした *magafaoa* を中心とした共同体の人々と良好な人間関係を築き上げていることである。モノや労働その他の分かち合い (*sharing*) を基盤とする親族行動に順応し、当該 *magafaoa* を中心とした共同体に受け容れられねばならない。この点での不備は常に土地紛争へと発展する。

以上のようにニウエの伝統的土地保有制度は共同体に他処者が入り込みやすい構造を内包しているということがわかった。ここで1941年 Hamula 訴訟の両派の証人たちの証言の中から他処者が入ってくる過程に関連する発言を取り出してみる。

Meleoi 側の証言から

- ・1850年頃から1891年頃まで Malohekula が権勢を誇っていた。しかし彼の9人の子ども達が死んだあと、他処者達が入ってきた。
- ・Malohekula の生存中は Manatau は Hamula にいなかった。彼の死後、Simona と結婚した娘 Ila が婚入した Hamula へ親の Manatau と Ligitoa が入って来て住むようになった。
- ・キリスト教がニウエに入ってくる前から Fotuga が Hamula の *pule* (統率者) だった。彼が他処者たちがこの地に住むのを許可した。
- ・Maliko ⑤たちが生きていた頃は何の問題も起こらなかったが、彼のキョーダイたちが死ぬと土地に関する揉め事が起こるようになった。
- ・後からやって来た他処者たちに土地の統制力を奪われ、その土地から追い出された。私は仕方なく逃げ出した。
- ・(他処者の子孫である) Makaeatama は私の土地に無断で入り込んで家を建ててしまった。私は追い出された。
- ・Ligitoa の娘 Lepeta とそのキョーダイ達が生きていた頃は揉め事はなかった。

Malama 側の証言から

- ・(他処者の) Simona はこの土地の娘 Ila と結婚したのでここに住むようになった。
- ・Fotuga の子孫たちは Simona を通してこの Hamula の地へやって来た他処者である。
- ・Manatau には二人の召使がいた。彼はこの二人に土地の一部を与えた。
- ・(他処者の) Litaio は Makakona ⑤の承認の下にここに家を建てた。
- ・(他処者の) Manula は Ikihetoa の承認の下にここに家を建てた。
- ・(他処者の) Meleoi は Matalanefe ⑥の両親(父 Hivaaiki, 母 Tulatoa) の死後、我々の土地を勝手に使うようになった。
- ・Maimaeku ⑧は Hamula の一部を(他処者の) Ikinofu に与えた。
- ・キリスト教伝来の頃、Lepeta は(他処者の) Litaio を連れてきて Hamula の宣教所のそばの土地を居住用に与えた。
- ・Ligitoa は(他処者の) Lionemana を連れて来て Hamula の一区画を与えたが、後に彼は他所へ移って行った。

これらの証言から、多勢のキョーダイが生存し、その強固な結びつきを中核として出自集団が団結している状況では部外者から争いを起こされにくく、逆に弱勢の出自集団や構成員の減少により弱体化した集団は土地から追逐されることがあると言える。占有地に無断侵入して果実等を採取する、無断で建物を建てる、日常の交流の中で冷遇する、集落の集会に招かない、「××へ帰れ」と言い放つ、などさまざまな形態をとって放逐しようとする。土地権の内容は先占権であるから、ある土地に対しての働きかけが妨害されないということは土地権が認められたことを意味し、逆に追われて逃げれば権利の放棄を意味するのである。

入り込んだ他処者がその地に根を下ろし、キョーダイのまとまりを中心とする子孫集団が隆盛に

なれば、先住の出自集団の保有地を侵食し^[6]、やがてその土地全体を統制下に置くことが可能である。一つの土地区画の歴史の中でその土地保有集団として、数的に勝るより優勢な集団が立ち現われては弱勢の集団と交替してきたことが推測される。Hamulaの地も当初はPelukeからこの辺りに進出して来たTutahetoaおよびその一族がこの地を統制し、やがて代ってAlofiのFotugaとその一族の隆盛時代に入り（あるいは時間的前後関係はその逆かもしれない）、さらにその後、勢力の交替があったのではないかと考えられる。

1942年の駐在弁務官McCarthyと現地審判官Mitikulenaの裁定は「現在、Hamula地区に住む人々の多数がTutahetoaの子孫たちであるという事実から、Tutahetoaをこの地の開祖と見なし、その子孫の出自集団がこの地区の保有権があるものとする」というものであった。この判決の意味するものは、これらの出自集団の間に繰り返される土地争奪戦に、この時点において弱勢集団を抑えていた有力出自集団の勝利を認めたということである。

4. おわりに

中央統制機構の発達していない社会においては、限られた資源への接近や配分をめぐる緊張や摩擦は当事者（集団）間の紛争へと発展し、不和、口論から武力による争闘などの物理的な解決法までさまざまな形態をとって処理される。

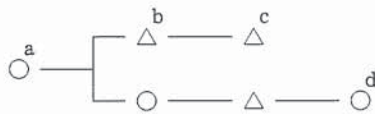
オセアニアの中でもサンゴ礁の島であるニウエ島は地表をおおう土壌が少なく農耕適地が豊富にあるとは言えない。水資源は四囲の海を除けばほとんど無いに等しい。その為、往古より土地をめぐる摩擦が頻繁に起っており、その解決法は武力を用いて行われていた。状況を有利に導くには人的資源が必要であるから、常に土地と人々への統制力をめぐって各地で部族戦争や時には下位の集団間の戦いが行われていた。戦いは集団の人口規模と保有土地の不均衡を再調整する機能を果たしていたのである。

ロンドン伝道協会が持ち込んだ福音によって紛争の解決法としての戦争が禁止されるや、土地に関する争論が頻発する。土地保有者（集団）を特定し、地積、境界線等を記録し文書化する体制が確立した後コロニアル期まではこうした争論が噴出し続けた。その移行段階であるコロニアル期のニウエ島の土地制度は、第1章で述べたように歴史的偶然から近代化が進行せず、基本的には前コロニアル期の伝統的土地保有慣行に見られる原理が機能し続けたのである。「記録化社会」へ動きつつあるものの、移行は不完全であったと言って良いだろう。

ニウエにおける土地保有は当代長老世代より数世代前の一人の男（女）がある地域を統制したということから全てが始まる。その開祖（*tupuna*）に発する子孫から構成される集団は時間の経過と共に拡大すればいくつかの分節に枝分かれする。それに伴って*tupuna*も下降移動し、各分枝の始祖を*tupuna*と見なすようになる。

構成員の一人一人が持つ土地権はこの*tupuna*を介して正当性が保障されたり、疑念が持たれたり、挑戦を受けたりするわけで、各分枝の構成員にとってその*tupuna*はことの外重要な存在である。各自は生存基盤をその*tupuna*から与えられているのだから*tupuna*は神聖とも言えるほどの正当性を与えられている^[7]のも当然であろう。

*tupuna*との出自関係は系譜が記録される以前のものは全く人々の記憶と口頭伝承に依拠して述べられたものである。そこには記憶の間違い、勘違い、伝達の誤りなど口承のもつ不正確さを伴うのはもちろんだが、過去の再解釈が行われている事実も見逃してはならない。適切でない事実を捨て去ったり、言い換えて理念に合わせたりすることが行なわれているのである。



例えば養子身分が土地継承に関わる時など、「養子に出されたのではないから実親の土地に権利を持つ」「しばらくLと一緒に住んだが養子に行ったのではないから実親の土地に権利を持つ」「養子に入ったのだ

から養親の土地に権利を持つ」などと自在に解釈し状況を有利に導こうとする。

また例えば上図で、aからbへ、更にcへ継承された土地権をdが請求する時に、a→b→c→dの経路には触れずにaの曾孫であるからその権利を継承する資格がある、と共通の祖先を直接言及して土地権を主張するようなことはごく普通に行なわれる。

このように養子も養子も、さらには婚外子も正当な継承者として組み込みながら、当世代の人々の土地権継承者としての正統性が主張される。

Hamulaの土地紛争において二つの出自集団が自らの正当性および正統性をかかげて相対立したが、口承に依拠する世界ではどちらにも自らの正当性がある。この係争において一方の出自集団の正当性が認められた根拠はその集団の当代における規模と社会的な優位性である。つまり、有力な集団が土地争いにおいて勝ったと解釈することができ、武力によって解決していた時代と手続きは異なるが結果は同じである。

Hamula地区はこの訴訟の終了を以て、土地権保有者（集団）が確定し登録された。この後は土地紛争が抑制されることは明白だ。しかし、さまざまな出自集団や個人の流入も流出も起こりやすく、集団の盛衰に対応した土地配分・調整が行われなくなることも明らかである。そうした状況下では養取慣行が土地配分に柔軟性を与える制度として重要な機能を担うであろうが、それについては稿を改めたい。

註

- [1] その後、1941年に駐在弁務官として赴任したMcCarthyが広範囲にこの土地登録制度の施行に着手したが、第二次世界大戦勃発のために実施はされなかった。
- [2] ニウエ島土地裁判所議事録第一巻（1941年8月20日～1942年4月15日）
- [3] ニウエ島の類別的親族名称体系については馬場優子（1998）を参照。
- [4] 「女の血よりも男の血の方が強いから、土地権の継承は通常は父親を通して行なう」「結婚したら夫婦は夫方の土地に住むのが当たり前」という言説が一般的だが、実際にはそれに反する事例は夥しい。筆者の調査したH村でも、現存の人々と彼らが記憶している限りの親、キョーダイの居住地を調べたところ、ほぼ半数が妻方居住婚を行っていた。
- [5] この場合の一代限りという条件付の土地権の譲渡とは、要するに土地利用権の一時的貸与である。日用品から現金、子ども、土地に至るまで貸したモノを貸し方から「返してくれ」とは言えない当社会では、この場合も、借り方が自発的に返還してくれるのを待つのみである。
- [6] 焼畑耕作民社会では土地を循環利用する。休耕地は侵食されやすい。
- [7] Crocombe, R. 1977 参照。

参考文献

- 馬場優子「南太平洋ニウエ島における慣習的養取制度の現代的意味」『大妻女子大学紀要——文系——』第30号、1998。
- Crocombe, R. "Traditional and Colonial Tenure in Niue," Kalauni, S. et als. *Land Tenure in Niue*, Institute of Pacific Studies, University of the South Pacific. 1977.
- Kalauni, S. *Enquiries as to Native Custom* (Transcript), Niue Land Committee, 1956.
- Kalauni, S., Crocombe, R. et als., *Land Tenure in Niue*, Institute of Pacific Studies, University of the

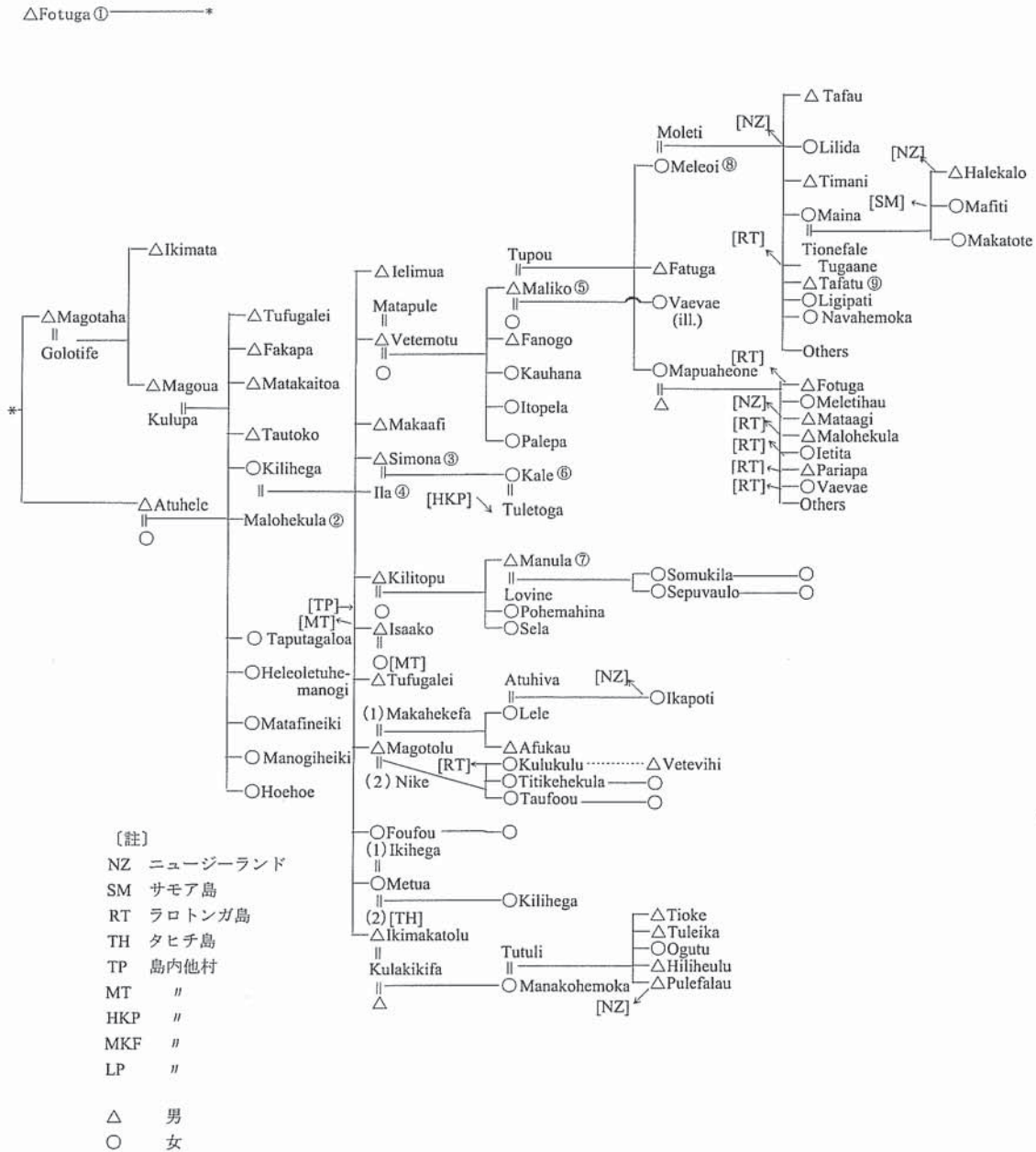
South Pacific. 1977.

McEwen, J. M. *Report on Land Tenure in Niue* represented to the House of Representatives. 1968.

Niue Education Department, *Resoure Book*, 1978.

Niue Land Court Minute Book vol. 1

系図 1 [Meleoi 側]



系圖 2 [Malama 側]

